

(裏面)

3 加入条件・費用負担・その他債務等の承諾

本加入申請において、次の条件や債務の発生等「西栗倉村光ファイバ通信放送網設置及び管理運営に関する条例」及び「西栗倉村光ファイバ通信放送網設置及び管理運営に関する条例施行規則」及び「美作市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例」及び「同施行規則」を遵守することを承諾します。

また、申請内容に含まれる個人情報については、事務に必要な範囲で美作市に提供することを承諾します。

(1) 届出の義務

「休止」、「脱退」等が生じたときは、速やかに届け出ること。

(2) 利用料の納付

月額「600円」の利用料は、3ヶ月分を6月、9月、12月、3月に納入すること。納入方法は口座振替を原則とする。現金支払いの場合、納入通知に示された納付場所に納期限内に納入すること。ただし、口座振替の場合、利用料についての納入通知及び領収通知は行わないので、各自口座等で確認すること。

(3) 放送の停止等

利用料納付に3箇月以上の滞納が生じたときにはサービスが停止される。この場合、自主制作番組も同様にサービス停止になる。

(4) その他の詳細及び例外措置については村及び事業者に照会すること。